
景観計画の策定に関する説明会

【議事録】

■概要

日時：令和2年11月26日（木）19：00～19：30

場所：笠間市役所 本所 教育棟2階会議室

出席者：【都市計画課】横山課長，鶴田補佐，鈴木主査，藤枝係長，塙主幹
【日本工営株式会社】中江氏，鈴木氏

参加者数：5名

■進行

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 説明
- 4 質疑応答
- 5 閉 会

■質疑応答

市民：

景観法に基づく届出と景観形成基準への適合（資料5頁）について、概要版では景観形成基準の記載があるが、ここに記載以外の基準が別にあるか。

事務局：

景観計画では、一定規模以上の行為を対象としており、適合を図っていただく内容を規定したものが景観形成基準である。計画本編では、建築物の規模、配置、設備及び工作物など、良好な景観形成を図るための基準を定めており、これに沿った適合を求めることとする。

市民：

茨城県では以前から景観法に基づく取組を行っているが、大規模な開発の規制のみを行っている。大規模な開発は減少する中で、小規模な開発が増加する心配がある。

事務局：

茨城県の景観形成条例は大規模なものが対象となり、年間届出数も3件程度と少ないのが現状である。笠間市の景観計画では、届出対象規模を県条例よりも小規模に設定し、届出対象を拡大することできめ細やかな対応を可能としている。また、届出対象とはならない場合でも、市民が景観計画を考慮することで、良好な景観を作ることを目的としており、啓蒙活動を通じて周知を図ってきたいと考える。

市民：

景観行政団体とは何か。また、自治体との違いは何か。

事務局：

平成16年に制定された景観法に定められた団体のことである。市町村は都道府県との協議により、景観行政団体に移行しなければ、景観法に基づく景観計画を定めることができない。本市は、令和2年2月に景観行政団体に移行したことで、景観計画を定められることとなった。なお、地方公共団体を、景観法上では景観行政団体と定めている。また、届出行為の審査等の事務は、都市計画課で行う。

市民：

景観形成基準に適合しない場合、罰則等の措置はあるのか。

事務局：

景観形成基準に適合しない場合、「勧告」「変更命令」という手続きがある。法律上の「変更命令」に従わない場合、景観法上罰金 50 万円以下が定められている。本市ではその段階に至る前に基準に適合するよう助言・指導を行っていきたいと考えている。

事務局：

景観計画を定めるにあたり、計画を知ってもらう、関心を持ってもらうことが大切であると考え、笠間市が有している資源を保全・活用できるように、景観計画の運用を図っていきたいと考える。12月9日からパブリックコメントを実施するので、ご意見があればそこでお伝えいただければと思う。